

4. 安全対策の実施状況

4.1 安全衛生対策の実施状況

4.1.1 受注者の安全衛生対策の概要

受注者の安全衛生対策の理念、目標等を以下に示す。また、これらに基づいて実施している、日々、週間、月間の安全衛生の取り組み状況を表 4.1.1～表 4.1.3 に示す。

JV の安全衛生理念 当 JV は「人間尊重」の理念に従い、当 JV の事業場で働く人全員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進する。 安全衛生方針 1. 労働安全衛生法その他の関係法令及び当社社内規定を遵守する。 2. 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施し、運用する。 3. 協力会社の自主的安全衛生管理を向上させる。	重点災害防止目標 1. 墜落・転落災害の防止 2. 重機・クレーンによる災害防止 3. 土砂崩壊災害の防止 4. 交通・第三者災害の防止
--	--

表 4.1.1 受注者の安全衛生の取り組み(その1)

項目	参加者	内容	実施状況	摘要
日々の安全管理	JV 職員、作業員全員	ラジオ体操、今日の作業内容、安全指示事項、行事予定の伝達、ATKY 活動	作業日に実施  ラジオ体操  今日の作業内容、安全指示事項、行事予定の伝達  ATKY 活動	
工程管理・打ち合わせ	作業打合せ JV 職員、協力業者職長 関連業者（随時）	当日の作業および、翌日の作業の打合せ 工事打合せ簿兼安全衛生日誌による 協力業者の作業内容と人員・使用機械 配置の確認、安全・品質環境指示およ び注意事項の確認、安全巡視の是正指 示、検査項目および時間の周知、搬入 資機材の確認、業者間の連絡調整、共 通指示事項・行事予定の確認	作業日に実施（13:15～） 	
	週間工程管理 JV 職員、各協力業者職 長	・翌週の作業予定より危険有害要因を抽出 ・危険有害要因の除去および低減対策を検 討 ・作業範囲毎の危険有害要因除去および低 減措置を決	毎週木曜日に実施 	
災害防止協議 会等	安全衛生協議会 JV 職員、各協力業者職 長	翌月の工事工程および安全衛生目標・危険 ポイントの決定 危険性・有害性に対する低減実施策の決定 協力業者の要望事項・提案事項の決定	毎月月末に実施、パトロールは月 1 回実施 安全協議会の取り組みの実施例を図 4.1.1 に示す。 	
	協議会パトロー ル JV 職員、各協力業者職 長	毎日の点検で見落としがな無いかなど 十分なチェックを行う。	 協議会パトロール  協議会パトロール	

表 4.1.2 受注者の安全衛生の取り組み(その2)

項目		参加者	内容	実施状況		摘要
店社パトロール	安全パトロール	店社安全担当、JV 職員、協力業者職長	現場巡視、点検 安全書類点検	毎月月末に実施  安全パトロール（安全書類点検）	 安全パトロール（現場巡視）	
土木工事関係者連絡会議	浅川ダム建設安全協議会	浅川ダム連絡協議会構成員	各施工業者の工程説明および連絡事項 合同安全パトロールおよび結果報告	月 1 回実施 		
安全教育・安全大会	新規入場者安全教育	新規入場者	作業手順教育 安全教育	随時実施  新規入場者教育	 作業手順教育	
	安全教育・安全訓練		安全教育（講義・対話形式） 安全訓練（土石流避難訓練、AED） 災害対策勉強会	月 1 回実施  安全教育（講義・対話形式）	 安全訓練（土石流避難訓練）	 安全訓練（AED 講習会）

表 4.1.3 受注者の安全衛生の取り組み(その3)

項目	参加者	内容	実施状況	摘要
安全大会	JV 職員、全作業員	安全衛生管理計画書による 月間工程説明 当月の安全衛生目標の周知 当月の危険性・有害要因の特定・低減と 実施策の周知	毎月1日に実施 	

安全衛生協議会資料

【スローガン】 お互いに声かけあって 安全確保 みんなで積み取る 危険の芽

平成 24年 4月 20日作成

No.	[工事名] [支店名]	平成 24年 5月安全衛生管理計画表 (H24年度版)												[工事事務所名]			平成24年3月16日改訂 (北陸支店)	
		[工事名] [支店名]												[工事事務所名]			[事務所]	
1	北陸支店 支店長方針	みんなの知恵と工夫で安全確保												[事務所]			災害統計	
2	金工期安全衛生目標	[内容]												[事務所]			災害統計	
3	今月の所長安全宣言	[内容]												[事務所]			災害統計	
[工種]															基本工程に対して 日(連休、遅延)			
[安全衛生行事]															[事務所]			
[毎日の安全衛生作業サイクル]															[事務所]			
[継続安全衛生責任者の役割]															[事務所]			
[工事現場のキープワン]															[事務所]			

リスクアセスメントにより
危険度の高いもの
類似要因の多いもの
を今月の危険性・有害性として特定する

特定された危険性・有害性に対する低
減・実施策を決定する

所長安全宣言を作成し、現場内に掲示、
安全大会にて周知を図る

5月 所長安全宣言

【私の安全目標】

- チーム浅川全員の安全意識高揚
- 墜落・転落災害ゼロ
- 重機災害ゼロ
- 飛来落下災害ゼロ

【実施してほしいこと】

- 一声かけ運動の実行、横着行動をしない
- 安全設備の先行設置、
高所での安全帯の確実な使用
- 作業区域の明示、重機足場の確実な点検
- 吊荷に応じた玉掛け、吊荷下の人払い
励行

浅川ダムJV工事事務所
所長

月度安全衛生目標の決定

ATKY 活動
安全巡視点検時の重点項目

図 4.1.1 安全衛生協議会の取り組みの実施例

4.1.2 安全衛生対策

安全衛生管理計画に基づく安全対策実施状況を以下に示す

(1) 安全衛生管理組織および災害防止分担の組織表の作成

図 4.1.2 に示すように「安全衛生管理組織および災害防止分担一覧表」を作成した。

(2) 降雨量による警戒・避難基準の作成

降雨量による警戒・避難基準を図 4.1.3 に示すように作成した。

図 4.1.3 降雨量による警戒基準・避難基準

降雨量による警戒・避難基準

長野地方気象台における気象警報・注意報の発表基準

	大雨注意報	大雨警報	洪水注意報	洪水警報
1時間雨量	30mm	50mm	30mm	50mm

自主基準(当現場では警戒・避難基準を以下のように定める)

	警戒雨量	避難雨量
連続雨量	50mm	75mm
24時間雨量	40mm	60mm
1時間雨量	10mm	15mm

「警戒雨量」で作業は中止する。

「避難雨量」に達するまでに速やかに避難を完了させる。

(追加) 安全衛生管理組織および災害防止分担一覧表

平成24年6月11日現在

(注1) 当社は、労働者が50人未満でも統括安全衛生責任者を選任する。この場合、監督者に届かない。

(注2) 従業員および作業員が常時50人以上の時は防火管理者(有資格者)を選任する。

(注3) 当社の従業員が常時10人以上50人未満のときは安全衛生推進者を選任する。常時50人以上のときは安全管理者、衛生管理者および産業医を選任し、空欄に記入する。

(注4) 関係協力会社の従業員が常時10人以上50人未満のときは、安全衛生推進者を選任。常時50人以上のときは、安全管理者、衛生管理者を選任し、この欄に記入する。

(注5) 元方安全衛生管理者を2名選任した場合には、(注5)の空欄に記入する。その時は、担当業務区分を()内に記入する。

(注6) 労働者数20人以上30人未満のすい道等の建設の工事、圧気工法による作業を行う工事、一定の種類の建設の工事では当社安全衛生管理者を選任する。但し、当社はすべての現場で統括安全衛生責任者を選任するため、統括安全衛生責任者を選任し、監督者に届出た場合は、その必要はない。

(注7) 鉄道工事等で選任している場合は記入し、選任していない場合は斜線を記入する。

場 所	氏 名
事務所	事務長
営業	事務長
工事現場	土木工事長

場 所	会 社 名	役 職
現場詰所	鹿嶋組	現場代理人

工事名又は 工種名	会 社 名	代表者または 担 当 者	現場担当者 (安全衛生責任者)	(安全衛生推進者)
				(衛生管理者)(注4)
土木	鹿嶋組	社長	現場代理人	参事
警備	金日警サセツ	社長	現場代理人	次長
架線電気	松山電機	会長	現場代理人	社長
架線工	高見澤	事業部長	現場代理人	部長
基礎処理工	日特建設	社長	現場代理人	安全部長

担 当 協 力 会 社	
会 社 名	担 当 業 務 名
鹿嶋組(1次)	とび土工
宮本組(2次)	架線土工
ムツミ(2次)	架線土工
鍛山建設(2次)	架線土工
飯上建設(2次)	とび土工
エヌエスケイ(2次)	架線土工
トライアンテック(2次)	鉄船工
共通建設(3次)	架線土工
赤江工業(3次)	とび土工
山下鉄研(3次)	試験工
飯神開発(3次)	架線土工
金日警サセツ	警備
高見澤(1次)	とび土工
セイア(2次)	コンクリート製造工
日特建設(1次)	ボウリング・グラウンディング
竹工業(2次)	ボウリング・グラウンディング

計画時、点検者が決まっていなくても予想される点検区分を記入し、現場作業開始後、点検者が決まり次第記入し、周知させること。

点検区分	点 検 者	点検区分	点 検 者	点検区分	点 検 者	点検区分	点 検 者
地山(CSG)	鹿嶋組 所長						
線路(架線・架線工)	赤江工業 主任技術者						

図 4.1.2 安全衛生管理組織および災害防止分担一覧表

(3) 災害防止対策の実施

写真 4.1.1 に示すように、墜落・転落災害防護設備を先行して設置している。また、立ち入り禁止区域を確実に設定し、イラスト標識などを設置して注意・警戒意識の向上に努めている。



堤体右岸側



堤体打設箇所



堤体打設箇所



堤体打設箇所



場内出入口



受電設備

写真 4.1.1 災害防止対策の実施状況

(4) 熱中症対策の実施

熱中症対策を昨年夏から実施している。実施状況は表 4.1.4 ~ 表 4.1.5 に示すとおりである。

表 4.1.4 熱中症対策 (その1)

項目	実施内容	備考
1) 注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症指標計を利用して、こまめな水分補給や適度な休憩を行うよう朝礼、作業打合せ時に注意を促す。 特に週初めや入場間もない作業員に対して熱中症の発生確率が高いことを踏まえ注意を促す。 熱中症についての知識や発症時の対策についての看板設置。 熱中症指数計を各作業場に設置する。 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="1350 367 1676 850"> <p>新規入場者安全教育時に熱中症に関するアンケートの実施</p> </div> <div data-bbox="1691 367 2122 850"> <p>熱中症指数表</p> </div> <div data-bbox="2136 409 2478 672"> <p>熱中症指数計の設置</p> </div> <div data-bbox="2493 409 2834 672"> <p>熱中症指数計の設置</p> </div> </div>
2) 体調の確認	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼時、昼休憩時、作業終了時に職長が中心となって体調を確認する。(ATKY 記録表に各人の体調の良し悪しを記録) 	<p>ATKY 記録表に水分の用意と体調の確認を記録</p>
3) 水分・塩分の補給	<ul style="list-style-type: none"> 詰所には自動販売機や冷蔵庫、製氷機を設置し、水やスポーツドリンクを各作業場に持ち込んで水分補給や体温低下を図る。 塩あめを配布及び作業員詰所への配置により塩分不足を補う。 各作業場所に水分を用意しているかを(持ち込んだか)作業開始前に確認する。(ATKY 記録表に午前と午後に分けて記録する) 	<p>飲料水・塩あめの確保</p>

表 4.1.5 熱中症対策（その2）

項目	実施内容	備考	
4) 休憩場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房設備を完備した休憩所（協力会社詰所・JV 詰所）を設置する。（なお、JV 詰所は休憩時には作業員にも開放している） ・作業場所近傍にテントやパラソルを設置し、日陰で休憩できる環境を整備。 	 <p data-bbox="1760 594 1997 625">冷蔵庫・製氷機の設置</p>	 <p data-bbox="2175 594 2487 625">休憩所内に冷房設備を設置</p>  <p data-bbox="1745 951 2041 982">休憩所内に冷房設備を設置</p>  <p data-bbox="2145 951 2516 982">作業場所近傍に休憩用テント設置</p>
5) 現場巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・JV 職員、職長による現場巡視時に、作業状況や作業員の体調を一声かけて確認する。 		
6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時には、申告しやすい作業場環境であることを周知する。 ・防暑用品として保護帽用日よけを使用する。 	 <p data-bbox="1789 1444 1982 1476">保護帽用日よけ</p>	

4.2 交通安全対策の取り組み

交通安全対策の実施状況を表 4.2.1 に示す。

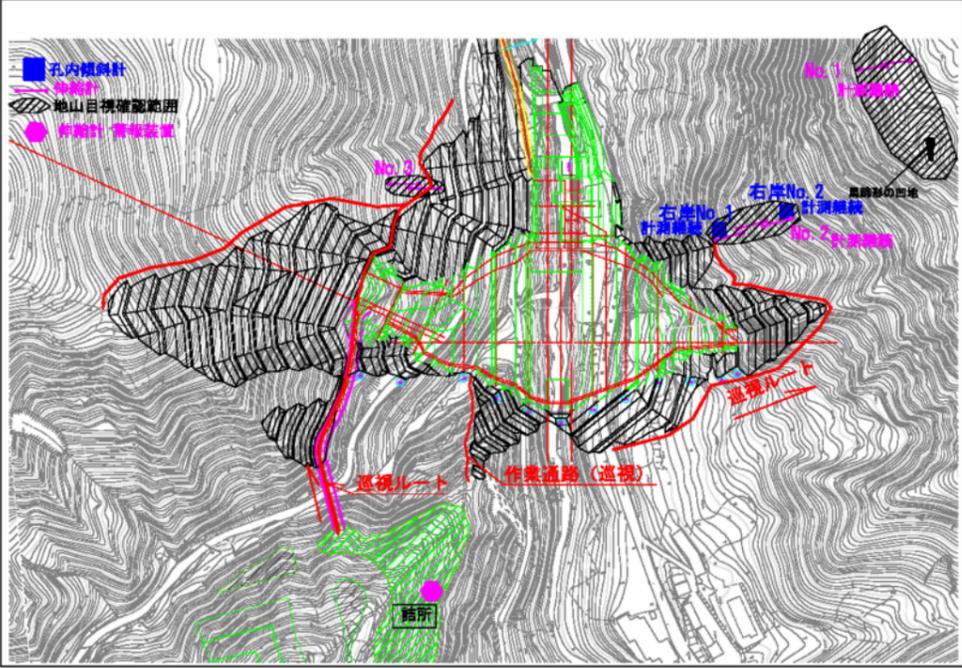
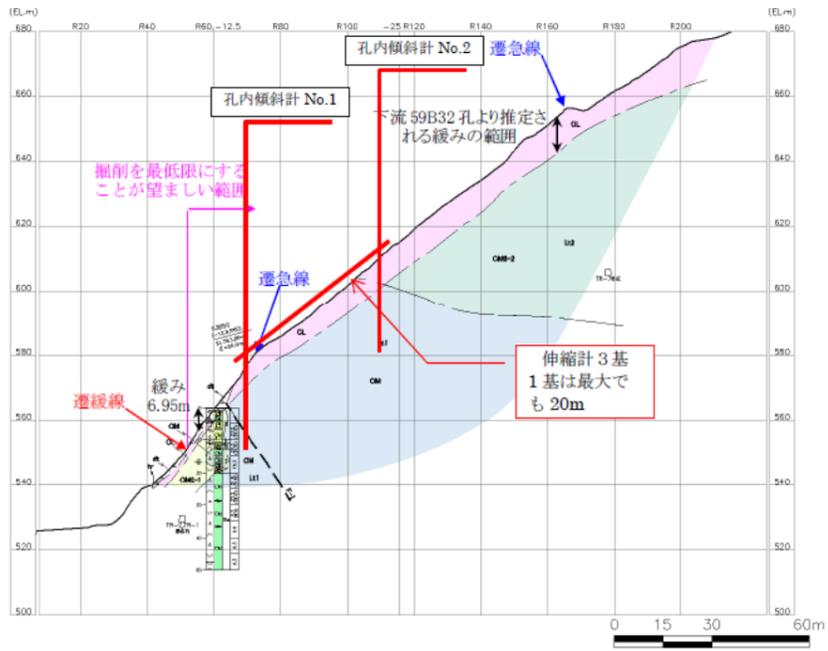
表 4.2.1 交通安全対策の取り組み

項目	内容	実施状況	摘要
<p>安全教育の徹底</p>	<p>ハザードマップを作成し、繰り返しの安全教育により交通災害の発生を防止する。</p>	<p>継続して実施している。</p>	
<p>機材の運搬ルートおよび運搬時間の調整</p>	<p>搬入ルートは、図 4.2.2 に示すように、上流と下流の2ルートとした。 搬入時間についても、7:00~19:00 とし、通学時間帯の 7:30~8:00 の間は材料搬入を行わず、搬入時間を制限した。</p>	<p>搬入ルートは図 4.2.2 に示すルートで実施している。また、搬入時間については制限時間を遵守して施工している。</p> <div data-bbox="1062 537 2481 1339" style="text-align: center;"> </div> <p>図 4.2.2 浅川ダム 骨材、セメント運搬経路計画図</p>	
<p>GPS による運搬車両の運搬管理</p>	<p>購入骨材運搬時に運搬車両に GPS 一体型 PDA を搭載した運行管理システムを搭載し各運搬車両の一元的な管理を実施する。</p>	<p>継続して実施している。</p>	

4.3 法面観測の実施状況

法面観測の実施状況を表 4.3.1～表 4.3.2 に示す。

表 4.3.1 法面観測の実施状況（その1）

項目	内容	実施状況	摘要
GPSによる監視	大規模な切土を行うことから、孔内傾斜計と伸縮計およびGPS変位測定アンテナを設置し、自動計測によるリアルタイムの法面監視と異常時の速やかな通知システムを設置する。	大きな変状もなく、恒久対策として法面保護工が施工されたことから、平成23年9月でGPSによる計測を終了している。	
伸縮計、傾斜計による監視	伸縮計（3箇所）、孔内傾斜計（2箇所）を配置した。設置位置は下図に示すとおりである。  	伸縮計及び孔内傾斜計による法面の監視については引き続き実施している。また、GPSによる監視の終了に伴い、法面の監視基準を以下のとおりに変更した。 なお、現在までのところ、すべて管理基準1の段階であり、特に変状等はみられない。 法面監視基準（平成23年10月以降）	

管理基準	計測値			計測項目	現場の対応	通報等 安全措置
	GPS	伸縮計	孔内傾斜計			
1	5mm/10日未満			・法面目視観察 ・孔内傾斜計	日常管理	
2	5mm/10日以上		1mm以上/10日	・上記の項目 ・伸縮計追加	監視・観測強化	
3	5mm/5日以上	5mm/5日以上	5～50mm/5日	・法面目視観察	対策検討	回転灯(黄)
4	10mm/1日が2日以上連続	10mm/1日が2日以上連続 あるいは 2mm/1時間が2時間以上連続		・孔内傾斜計 ・伸縮計	作業中止・対応策の検討・応急対策の実施	回転灯(赤)
5		100mm/1日以上 あるいは 4mm/1時間			直ちに作業中止・避難・立ち入り禁止	警報機作動(サイレン)

5. 環境対策の実施状況

5.1 自然環境対策

(1) これまでの経緯

浅川ダム建設事業は、貯水池の水面面積が約 8ha と小規模であり、環境影響評価法の対象事業には該当しない。しかし、事業実施による環境への負荷をできる限り回避、低減し、環境の保全に配慮するため、平成 19 年～平成 21 年にかけて環境影響評価法の項目に準じて事前調査を実施するとともに、事業による影響の予測・評価及び保全対策の検討を実施している（以下これを「環境影響評価」という）。その後、環境影響評価の結果に基づき、平成 21 年から環境保全対策及びモニタリング調査を継続的に実施し、本年度で 4 ヶ年目となる。



(2) 希少動植物の調査

環境調査範囲及び鳥類調査定点位置を図 5.1.1 に示す。

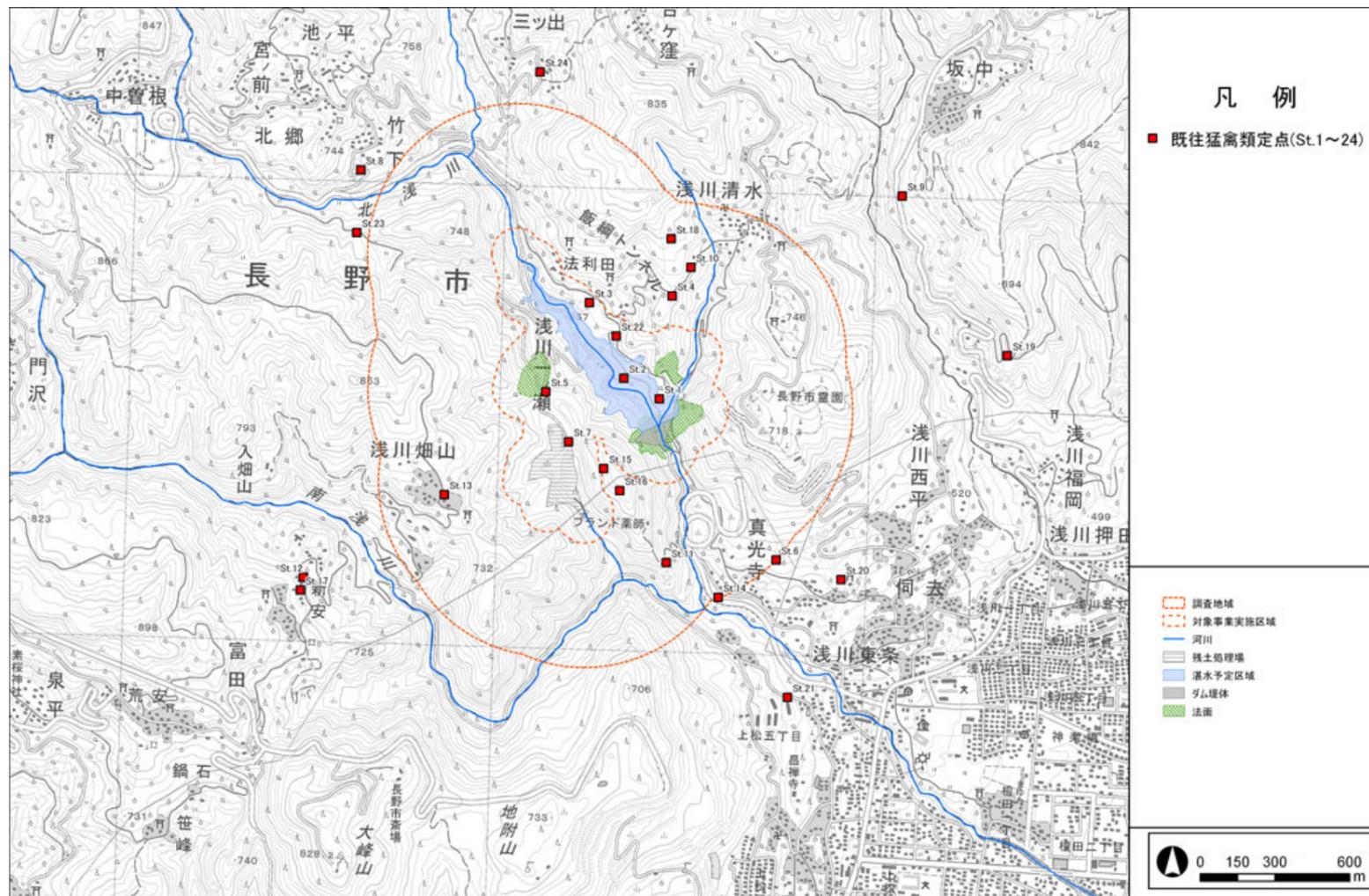


図 5.1.1 環境調査範囲および鳥類調査定点位置

(3) 環境影響評価と保全措置等の内容

環境影響評価の結果、環境保全措置又は配慮事項の実施が必要とされた項目、及び平成 24 年の調査対象種について、昨年の結果と、本年の実施内容を表 5.1.1 に示す。

表 5.1.1 環境保全措置又は配慮事項の実施が必要とされた項目及び平成 23 年の実施結果と平成 24 年の実施内容

項目	細目	環境保全措置等の内容	平成 23 年の実施結果	平成 24 年の実施内容	摘要	
植物	ツメレンゲ 	試験湛水予定区域内の 1 箇所のみで確認されているため、試験湛水前に移植を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 箇所に追加移植、3 箇所に追加播種を実施。 ● 移植個体のうち 5 株の生育を確認。 ● 播種個体 4 株の発芽を確認。 ● 自生株保護のため種子栽培による増殖を実施。 秋季のモニタリングを実施し、追加移植・播種の必要性を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続したモニタリング・追加移植・播種を行う。 		
	ウスバサイシン 	残土処理場付近の 1 箇所のみで確認されているため、生育株へのマーキング・囲い込みを行い、生育環境の攪乱を抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自生地で 514 株の生育を確認。 生育個体数、生育環境に大きな変化は見られなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続したモニタリングを実施。 		
	モメンツル	工事用道路脇の 1 箇所のみで確認されているため、生育株へのマーキング・囲い込みを行い、生育環境の攪乱を抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自生地で生育確認なし。 生育環境の悪化も踏まえ、今後の対応方針を検討する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 24 年よりモニタリングの対象から外す。 		
動物	哺乳類					
	カワネズミ	ダム供用後に本種の生息環境の回復状況を確認する。			ダム供用後に対応	
	ツキノワグマ	試験湛水前に湛水予定区域内での冬眠個体の有無を確認する。			試験湛水前に対応	
	鳥類	ハチクマ 	工事箇所付近に営巣した場合は、繁殖活動が低下する可能性があることから、営巣地周辺への立ち入り制限、低騒音・低振動型の建設機械の採用等により影響を抑制する。 工事前及び工事中に繁殖状況のモニタリングを行い、工事箇所付近で営巣が確認された場合は保全対策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 箇所で繁殖成功を確認。 ● 2 箇所とも過年度から巣の位置を移動し、1 箇所は工事区域から離れた場所に移動。 工事区域を避けて営巣した可能性もあるが、繁殖成功率は上昇しており、生息状況は維持されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続したモニタリングを実施。 	
		ノスリ 		<ul style="list-style-type: none"> ● 2 箇所で繁殖成功を確認。 ● 1 箇所は巣の位置を工事区域から離れた場所に移動。 工事区域を避けて営巣した可能性もあるが、繁殖成功率は上昇しており、生息状況は維持されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続したモニタリングを実施。 	
		クマタカ 		<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな繁殖ペアの生息を確認。 ● 営巣木は確認できず。一般的にいわれる抱卵期まで繁殖活動が行われた可能性があるが、その後継続されず。 原因は不明であるが、確認されたのは若齢のペアであり、繁殖経験がない又は少ないことが一つの要因と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続したモニタリングを実施。 	
		その他の種		<ul style="list-style-type: none"> ● 調査範囲外でオオタカの繁殖成功を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続したモニタリングを実施。 	
		フクロウ	工事前及び工事中に繁殖状況のモニタリングを行い、工事箇所付近で営巣が確認された場合は保全対策を検討する。			
	サンコウチョウ					
	陸上昆虫類					
草地性チョウ類	草地性チョウ類の食草調査を行い、生息環境の復元のための緑化方法等を検討する。					
ホタル類（ゲンジボタル等） 	工事中及び供用後の生息状況のモニタリングを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲンジボタルは確認個体数が減少、ヘイケボタル、クロマダボタルは確認個体数が増加。 確認個体数の変化は、発生の変動であり、ホタル類の生息状況に大きな変化はないと考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続したモニタリングを実施。 			
魚類						
イワナ等	河川域の連続性を確保するため魚道を設置する。				ダム、地すべり対策工に魚道を設置	
底生動物		生息環境の回復を目的として、巨石投入、石積み護岸、蛇籠の設置等を行う。			工事で対応	

(4) 作業員に対する環境教育

作業員に対する環境教育の実施状況を表 5.1.2 に示す。

表 5.1.2 作業員に対する環境教育の実施状況

項目	内容	実施状況	概要																																	
環境教育	<p>新規入場時の教育</p> <p>周辺環境保全や希少動植物の種類や注意事項をまとめた教育資料を作成し、工事関係者の新規入場時には随時、環境保全教育を実施している。</p> <p>終了時にはアンケート用紙を配布し、確認を取っている</p>	<p>随時実施している。</p> <p>環境教育資料と、新規入場者教育時アンケート用紙の例を以下に示す。</p>																																		
安全教育時の環境教育	<p>月 1 回の安全教育的場を利用して工事関係者にスライドによる環境保全教育を行っている。</p>	<p>環境保全教区の実施状況は下表のとおりである</p> <table border="1" data-bbox="905 1507 1774 1885"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>安全教育的年月日</th> <th>環境保全教育内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成 22 年 5 月 6 日</td> <td>・平成 22 年度大林組環境方針の説明</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成 22 年 7 月 6 日</td> <td>・浅川ダム周辺の希少動植物について ・CO2を減らすための省燃費運転について</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成 23 年 5 月 9 日</td> <td>・平成 23 年度大林組環境方針の説明</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成 23 年 7 月 1 日</td> <td>・浅川ダム周辺の希少動植物について</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>平成 23 年 9 月 1 日</td> <td>・ゴミの減量化、産業廃棄物の分別処理について</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平成 23 年 10 月 3 日</td> <td>・省エネ(省燃費運転、節電)について</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>平成 23 年 11 月 1 日</td> <td>・大林組環境教育資料を使っでの説明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 23 年 11 月 8 日</td> <td>・環境ISO14001 内部監査実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 23 年 11 月 30 日</td> <td>・環境ISO14001 外部監査実施</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>平成 24 年 5 月 31 日</td> <td>・平成 24 年度大林組環境方針の説明</td> </tr> </tbody> </table> <p>(黄色でハッチ部分が前回委員会以降の実施内容)</p> 	回数	安全教育的年月日	環境保全教育内容	1	平成 22 年 5 月 6 日	・平成 22 年度大林組環境方針の説明	2	平成 22 年 7 月 6 日	・浅川ダム周辺の希少動植物について ・CO2を減らすための省燃費運転について	3	平成 23 年 5 月 9 日	・平成 23 年度大林組環境方針の説明	4	平成 23 年 7 月 1 日	・浅川ダム周辺の希少動植物について	5	平成 23 年 9 月 1 日	・ゴミの減量化、産業廃棄物の分別処理について	6	平成 23 年 10 月 3 日	・省エネ(省燃費運転、節電)について	7	平成 23 年 11 月 1 日	・大林組環境教育資料を使っでの説明		平成 23 年 11 月 8 日	・環境ISO14001 内部監査実施		平成 23 年 11 月 30 日	・環境ISO14001 外部監査実施	8	平成 24 年 5 月 31 日	・平成 24 年度大林組環境方針の説明	
回数	安全教育的年月日	環境保全教育内容																																		
1	平成 22 年 5 月 6 日	・平成 22 年度大林組環境方針の説明																																		
2	平成 22 年 7 月 6 日	・浅川ダム周辺の希少動植物について ・CO2を減らすための省燃費運転について																																		
3	平成 23 年 5 月 9 日	・平成 23 年度大林組環境方針の説明																																		
4	平成 23 年 7 月 1 日	・浅川ダム周辺の希少動植物について																																		
5	平成 23 年 9 月 1 日	・ゴミの減量化、産業廃棄物の分別処理について																																		
6	平成 23 年 10 月 3 日	・省エネ(省燃費運転、節電)について																																		
7	平成 23 年 11 月 1 日	・大林組環境教育資料を使っでの説明																																		
	平成 23 年 11 月 8 日	・環境ISO14001 内部監査実施																																		
	平成 23 年 11 月 30 日	・環境ISO14001 外部監査実施																																		
8	平成 24 年 5 月 31 日	・平成 24 年度大林組環境方針の説明																																		

5.2 工事による振動騒音対策

工事による振動・騒音対策を引き続き実施している。実施状況は表 5.2.1 に示すとおりである。

表 5.2.1 工事による振動騒音対策

項目	内容	実施状況	摘要
超低騒音型の建設機械の使用	超低振動型のブレーカ 超低騒音型バックホウ	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 7 月以降、図 5.2.1 に示すとおり、入光寺地点、ダム下流地点及び真光寺地点において、振動騒音測定を行っている。 測定は、9 時・12 時・15 時で実施 測定結果は図 5.2.2～5.2.3 のとおりであり、測定開始から現在まで規制値を超えていない。 	
低振動型の建設機械の使用	低騒音型ホイールローダ		
場内走行速度の規制	30km/h 以下 ・ 住居近接部 15km/h 以下		

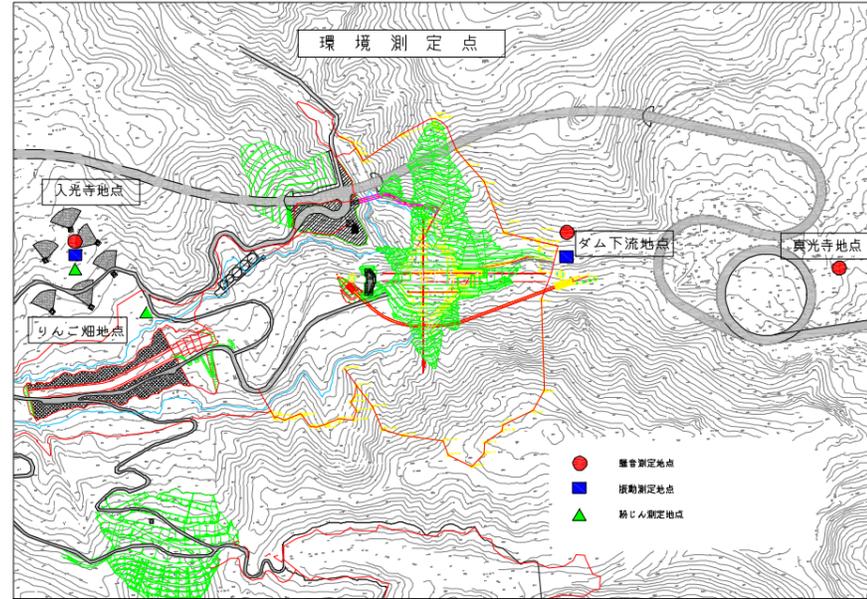


図 5.2.1 振動・騒音測定

振動測定値グラフ (平均値)

測定期間 平成22年7月1日 ~ 平成24年6月23日
測定者 山崎 仁

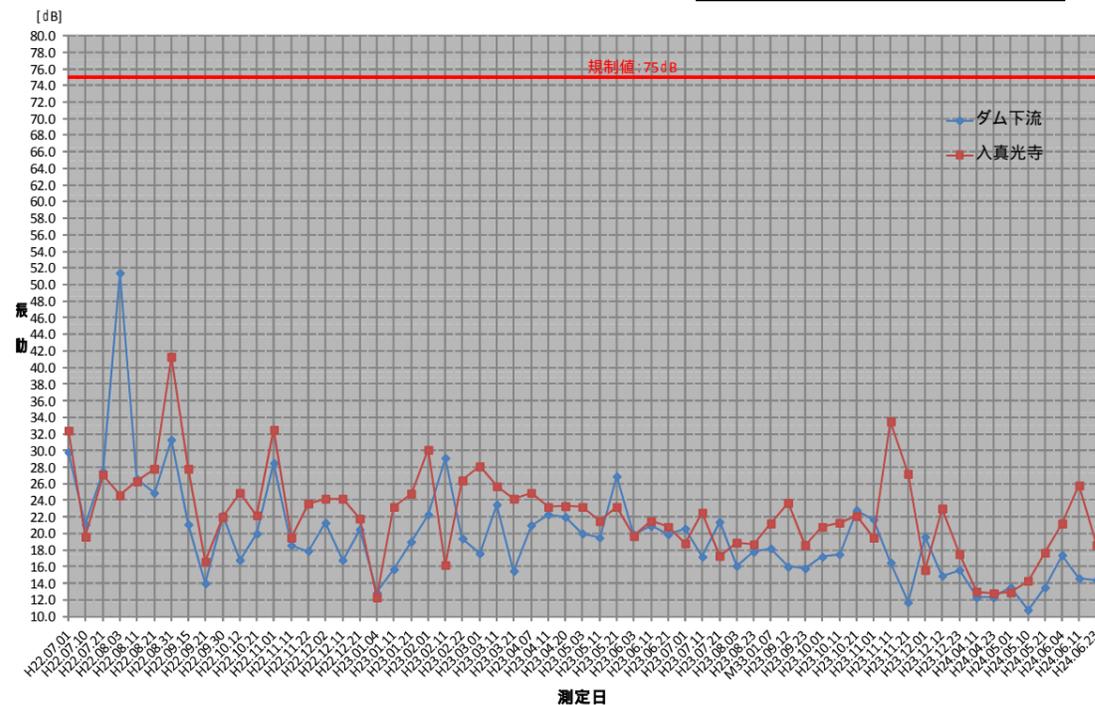


図 5.2.2 振動測定値グラフ

騒音測定値グラフ (平均値)

測定期間 平成22年7月1日 ~ 平成24年6月23日
測定者 山崎 仁

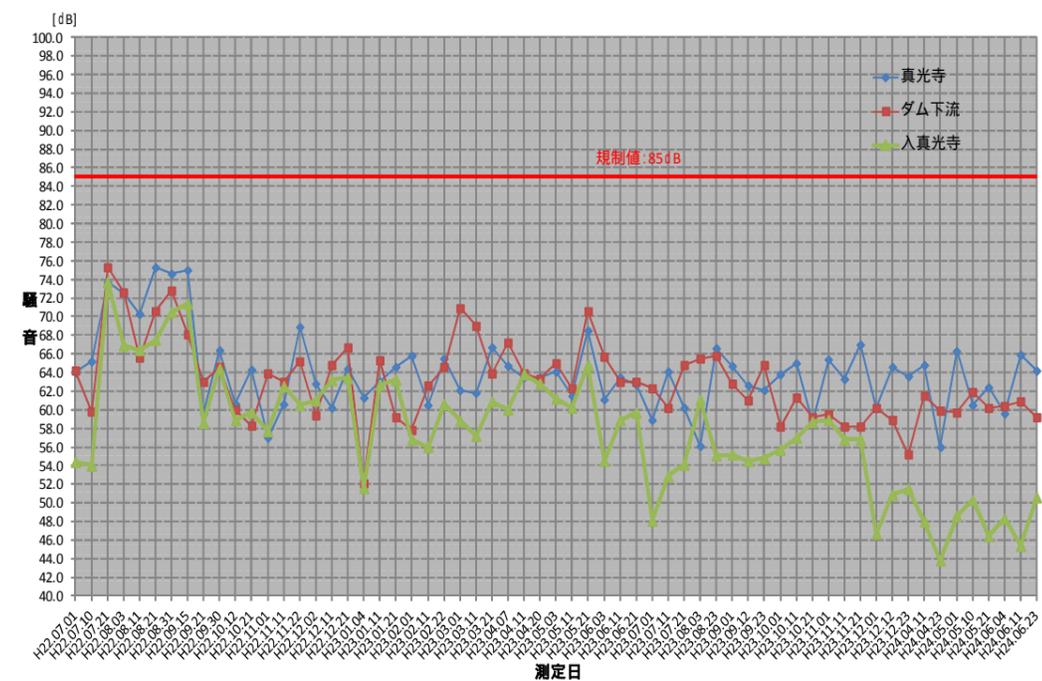


図 5.2.3 騒音測定値グラフ

5.3 濁水処理

浅川ダムの処理目標値を表 表 5.3.1 (環境基準 A 類型) に示す。

表 5.3.1 処理目標値

水質項目	浅川ダム処理目標値 (環境基準 A 類型)
浮遊物質 (SS)	25mg/以下
水素イオン濃度 (pH)	6.5 ~ 8.5

濁水処理装置の能力および工種別の濁水処理項目を表 5.3.2 に示す。

排出水が基準を満足しなくなる恐れがある場合は、図 5.3.2 に示すように処理水を自動返送し再処理するとともに、担当者の携帯電話へ自動通報し異常を知らせる機能を有している。

表 5.3.2 濁水処理項目

濁水処理装置 220 m ³ /h 1 基 (当初計画 ダムサイト用 150m ³ /h+CSG用 60 m ³ /h 各1基)		
濁水発生工種	工種別 濁水最大量	濁水種別
ダムサイト	145 m ³ /h	雨水 湧水 コンクリート養生・散水 岩盤清掃水 グリーンカット濁水 コンクリートプラント 基礎処理濁水 骨材散水
CSG	55 m ³ /h	雨水 湧水 打設面清掃水 CSGプラント

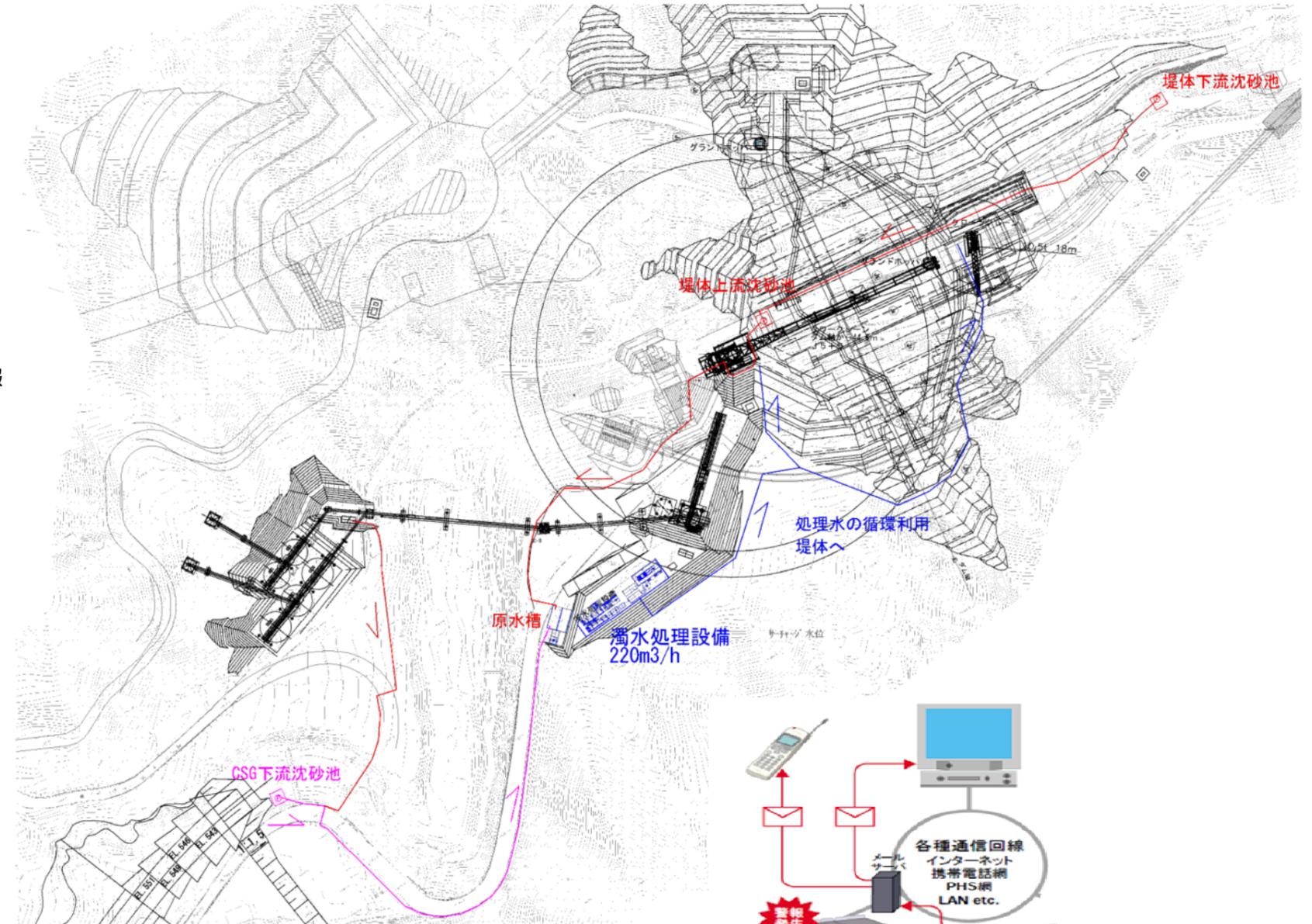


図 5.3.3 濁水処理配置図

(3) 濁水処理実績 (放流水)

濁水処理後の放流水の実績を図 5.3.1 に示す。これより濁水処理後の放流水は、所要基準 (SS 25mg/、6.5 pH 8.5) を満足する。

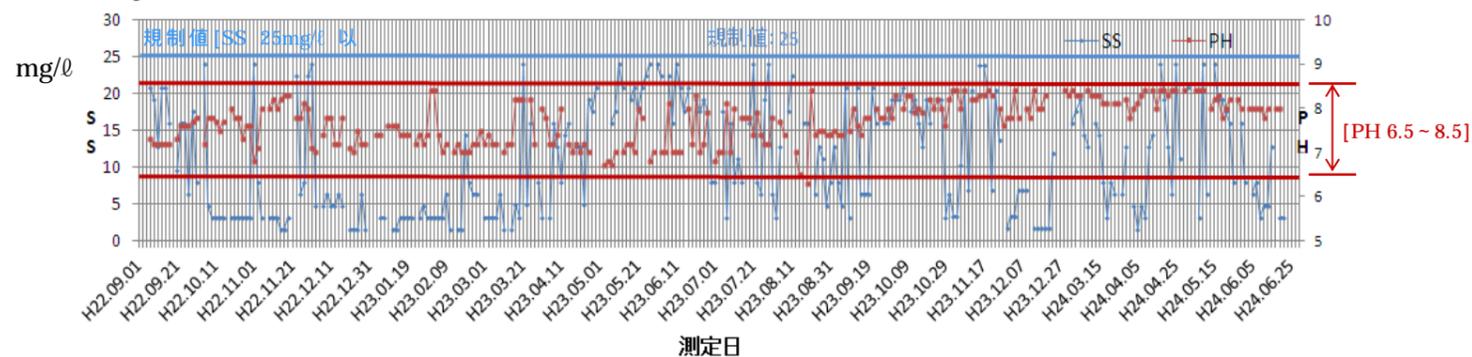


図 5.3.1 濁水処理後の放流水



図 5.3.2 排出基準逸脱時の警報・自動返送機能

5.4 建設副産物処理の実施状況

浅川ダムにおける、建設副産物に対する取り組み状況を表 5.4.1 に示す。

表 5.4.1 建設副産物に対する取り組み状況

目的及び目標	管理方法	実施状況	摘要																		
<p>建設副産物の発生を抑制するため、次の目標を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の利用を図る。 ゼロエミッションを推進する。 建設廃棄物のリサイクル率向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 協力会社へ「(株)大林組 環境方針」の伝達及び方針の掲示。 																				
	<ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストの利用。 	<p>電子マニフェストを利用して、建設副産物の数量管理を行っている。再資源化を行ったコンクリートガラ、アスファルトガラ、木屑について、下表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1020 569 2451 783"> <thead> <tr> <th colspan="2">建設副産物の種類</th> <th>処理方法</th> <th>搬出実績（平成 22 年 5 月～平成 24 年 6 月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">産業廃棄物</td> <td>【コンクリートガラ】</td> <td>破碎処分し、再生砕石として利用。</td> <td>1,428 t</td> </tr> <tr> <td>【アスファルトガラ】</td> <td>破碎処分し、再生加熱 AS 合材として利用。</td> <td>307 t</td> </tr> <tr> <td>【木屑】</td> <td>有効利用として、薪材にして地元配布。利用ができない枝、根は木材チップとして有効利用。</td> <td>1,040 t</td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類		処理方法	搬出実績（平成 22 年 5 月～平成 24 年 6 月）	産業廃棄物	【コンクリートガラ】	破碎処分し、再生砕石として利用。	1,428 t	【アスファルトガラ】	破碎処分し、再生加熱 AS 合材として利用。	307 t	【木屑】	有効利用として、薪材にして地元配布。利用ができない枝、根は木材チップとして有効利用。	1,040 t					
建設副産物の種類		処理方法	搬出実績（平成 22 年 5 月～平成 24 年 6 月）																		
産業廃棄物	【コンクリートガラ】	破碎処分し、再生砕石として利用。	1,428 t																		
	【アスファルトガラ】	破碎処分し、再生加熱 AS 合材として利用。	307 t																		
	【木屑】	有効利用として、薪材にして地元配布。利用ができない枝、根は木材チップとして有効利用。	1,040 t																		
	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の種類毎に廃棄コンテナを設置。 	<p>分別収集により紙屑、廃プラスチックについて、下表に示すように処分を行った。なお、汚泥は産廃として処分した。</p> <table border="1" data-bbox="1020 926 2451 1140"> <thead> <tr> <th colspan="2">建設副産物の種類</th> <th>処理方法</th> <th>搬出実績（平成 22 年 5 月～平成 24 年 6 月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">産業廃棄物</td> <td>【汚泥】</td> <td>産廃として処分。</td> <td>842 m³</td> </tr> <tr> <td>【紙屑】</td> <td>分別収集し、焼却処分。</td> <td>37 m³</td> </tr> <tr> <td>【廃プラスチック】</td> <td>分別収集し、破碎・焼却処分。</td> <td>248 m³</td> </tr> <tr> <td>有価物</td> <td>【金属屑】</td> <td>スクラップとして再生利用。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1050 1192 1501 1524" style="text-align: center;">  <p>分別収集状況</p> </div> <div data-bbox="1537 1192 1976 1524" style="text-align: center;">  <p>木屑積込状況</p> </div> <div data-bbox="2012 1192 2451 1524" style="text-align: center;">  <p>中間処理施設確認状況（汚泥）</p> </div> </div>	建設副産物の種類		処理方法	搬出実績（平成 22 年 5 月～平成 24 年 6 月）	産業廃棄物	【汚泥】	産廃として処分。	842 m ³	【紙屑】	分別収集し、焼却処分。	37 m ³	【廃プラスチック】	分別収集し、破碎・焼却処分。	248 m ³	有価物	【金属屑】	スクラップとして再生利用。	-	
	建設副産物の種類		処理方法	搬出実績（平成 22 年 5 月～平成 24 年 6 月）																	
産業廃棄物	【汚泥】	産廃として処分。	842 m ³																		
	【紙屑】	分別収集し、焼却処分。	37 m ³																		
	【廃プラスチック】	分別収集し、破碎・焼却処分。	248 m ³																		
有価物	【金属屑】	スクラップとして再生利用。	-																		
<ul style="list-style-type: none"> 協力会社職員に対する建設副産物の分別収集の教育並びに周知徹底。 																					